○経済産業省令第五十一号

電気設 備 に . 関 する 技 術 基準 を定める省令の一 部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月十日

経済産業大臣 萩生田光一

電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

電気設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十二号) の 一 部を次のように改正す

の傍線を付した部分のように改める。

る。

次

 \mathcal{O}

表により、

改正

前

欄

に

· 掲 げ

る規定の傍線を付した部分は、

これに順次対応する改正

後欄に掲げる規定

第十五条の二 事業用電気工作物の運転を管理す	(サイバーセキュリティの確保)	改正後
第十五条の二 電気工作物(一般送配電事業、送	(サイバーセキュリティの確保)	改正前

施 な す バ を 法 に る 行 附 け 般 電 る 著 及 :期日) 平 送 サ れ ぼ 子 セ 則 ば 計 キ 1 成 1 配 Ļ なら 支 算 電 バ ユ 十六 リテ 障 機 事 又 を及ぼ ない。 業 は、 セ は 年 又 キ イ 物 当 法 **・**サ は 件 ユ す リテ 該 律 配 に 第 お 電 電 1 損 バ そ 1 百 事 傷 気 業 を 匹] れ を 工 号) **,** \ が に 与 作 セ う。 な 係 え 丰 物 第二 る 7 る が ユ リテ よう、 電 人 お 条 を 気 そ 体 確 1 に に \mathcal{O} れ 基 サ 供 危 保 規 及 給 定 本 1 び 害 を及ぼ なけ す 法 に 業 電 バ る る 電 事 著 般 \mathcal{O} 平 サ 送 子 れ 業 セ L 用 ·成二十· 計算 ば 1 丰 配 し、 1 に なら バ 支 電 供 配 ユ 機] IJ 障 事 又 す 電 は物物 ない。 六 テ を及 業 は、 るも 事 セ 年 業 丰 又 イ 法 ぼ は 件 当 ユ **(**サ \mathcal{O} 律 リテ 特 配 該 す に に 第 電 損 電 定 1 お 限 送 傷を与えるお そ る。 百 バ 事 気 イをいう。 配 兀 れ 業 工 号) 作 電 セ が に 事 丰 な 係 物 \bigcirc 第二条に 業又 る が 運 ユ 1 リテ 電 ょ 人 転 を確 う、 それ は 気 体 を に 管 発 \mathcal{O} イ 規 保 サ 供 電 基 及 危 理

本

1

給

び

害

す

事

定

行

する。

(経過措置)

2 0) 省 令 \mathcal{O} 施 行 の際現に 設置され、 又 は 設置 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 工 事に着手している自家用電気工作 物 (発電· 事業

 \mathcal{O} 用 12 . 供 す Ź ŧ \mathcal{O} を 除く。 についてのこの 省令による改 正 後 \mathcal{O} 電 気設 備 12 関 す る技術基準を定 め る省令

第十 五 条 の 二 \mathcal{O} 適 用 たつい ては、 この省令 \mathcal{O} 施 行後最初に行う変更の工 事 が完成するまでの 間 は、 な お従

前の例によることができる。